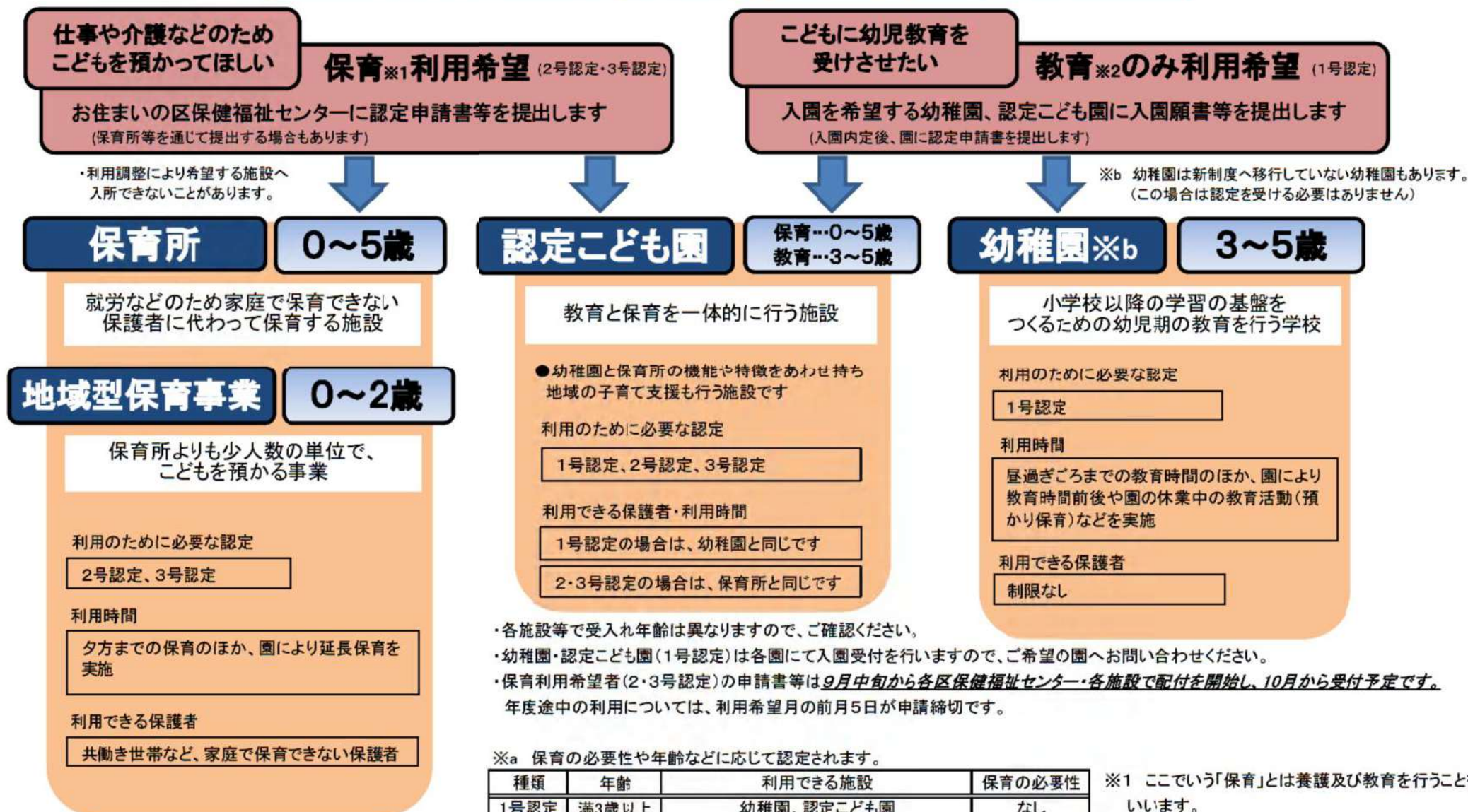


新たに保育所、認定こども園、幼稚園等を利用される方へ(子ども・子育て支援新制度)

利用するには、「認定※a」を受ける必要があります



※a 保育の必要性や年齢などに応じて認定されます。

種類	年齢	利用できる施設	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	幼稚園、認定こども園	なし
2号認定	満3歳以上	保育所、認定こども園	あり
3号認定	満3歳未満	保育所、認定こども園、地域型保育事業	あり

※1 ここでいう「保育」とは養護及び教育を行うことをいいます。

※2 ここでいう「教育」とは、幼稚園又は認定こども園において行われる教育をいいます。